

平成22年3月30日
鹿児島県公報別冊

平成21年度

行政監査報告書

鹿児島県監査委員

目 次

第 1	監査の概要	1
1	監査の目的	1
2	監査の対象	1
3	監査の対象年度	1
4	監査の実施期間	1
5	監査の実施方法	1
第 2	事務事業別の監査結果	2
1	個人県民税・自動車税の滞納未然防止対策事務・未収債権徴収 対策事務	2
2	母子寡婦福祉資金の貸付・償還事務及び滞納に対する措置等事務	1 1
3	農業改良資金の貸付・償還事務及び延滞回収対策事務	1 6
4	県営住宅使用料の徴収（滞納防止）対策事務・未収債権対策事務	2 0

第1 監査の概要

県で処理する事務事業が、法令の定めるところに従って行われているか、県民の福祉の増進に寄与しているか、最少の経費で最大の効果を挙げているかなどの観点から監査するため、地方自治法第199条第2項の規定に基づく行政監査を実施することとした。

1 監査の目的

県が実施している事務事業のうち、特定の対象を選定し、それぞれに監査テーマを設定した上で、目標に対して効果が挙がっているか、その運営が経済的、効率的に行われているかなどについて監査を行い、もって効率的で効果的な事務事業の推進に資することとした。

2 監査の対象

各部局が所管している事務事業の中から次の4つを選定し、これらの事務事業を実施している本庁主務課、出先機関を対象とすることとした。

事務事業名	監 査 テ ー マ	監 査 対 象 機 関
個人県民税・自動車税の滞納未然防止対策事務・未収債権徴収対策事務	個人県民税・自動車税の滞納未然防止対策事務・未収債権徴収対策事務の状況について	税務課 鹿児島地域振興局総務企画部 大隅地域振興局総務企画部 大島支庁総務企画部
母子寡婦福祉資金の貸付・償還事務及び滞納に対する措置等事務	母子寡婦福祉資金の貸付・償還事務及び滞納に対する措置等事務の状況について	子ども福祉課 鹿児島地域振興局保健福祉環境部 大隅地域振興局保健福祉環境部 大島支庁保健福祉環境部
農業改良資金の貸付・償還事務及び延滞回収対策事務	農業改良資金の貸付・償還事務及び延滞回収対策事務の状況について	農業経済課 鹿児島地域振興局農林水産部 大隅地域振興局農林水産部
県営住宅使用料の徴収（滞納防止）対策事務・未収債権対策事務	県営住宅使用料の徴収（滞納防止）対策事務・未収債権対策事務の状況について	建築課住宅政策室 鹿児島地域振興局建設部日置支所 大隅地域振興局建設部 大島支庁建設部

3 監査の対象年度

平成20年度

4 監査の実施期間

平成21年5月～22年2月

5 監査の実施方法

監査対象とした事務事業について、本庁3課1室、11出先機関から提出された監査調書等に基づき監査を行った。

第2 事務事業別の監査結果

1 個人県民税・自動車税の滞納未然防止対策事務・未収債権徴収対策事務

(1) 事務事業の概要

個人県民税の意義及び賦課徴収・滞納整理

個人県民税については、県と県民との応益関係に着目して、県の行政経費の一部を広く多数の県民に負担させるために課する税である。

なお、平成19年度から税源移譲により調定額が大幅に増加している。

個人県民税については、市町村が市町村民税と併せて賦課徴収を行い、県は徴収に要した費用を市町村に交付している。

未収債権については、基本的には市町村が滞納整理を実施しているが、県（地域振興局・支庁の総務企画部（以下「地域振興局等」という。））は、市町村と共同文書催告等を行うとともに、県が設置した特別滞納整理班において市町村と共同して滞納整理を実施している。

自動車税の意義及び賦課徴収・滞納整理

自動車税については、自動車の所有という事実に見出し、自動車の所有者又は使用者に課する税である。

自動車税については、鹿児島地域振興局総務企画部が賦課徴収を行い、未収債権については、同部と各地域振興局等が滞納整理を実施している。

(参考) 未収債権（県税全体・個人県民税・自動車税）の状況

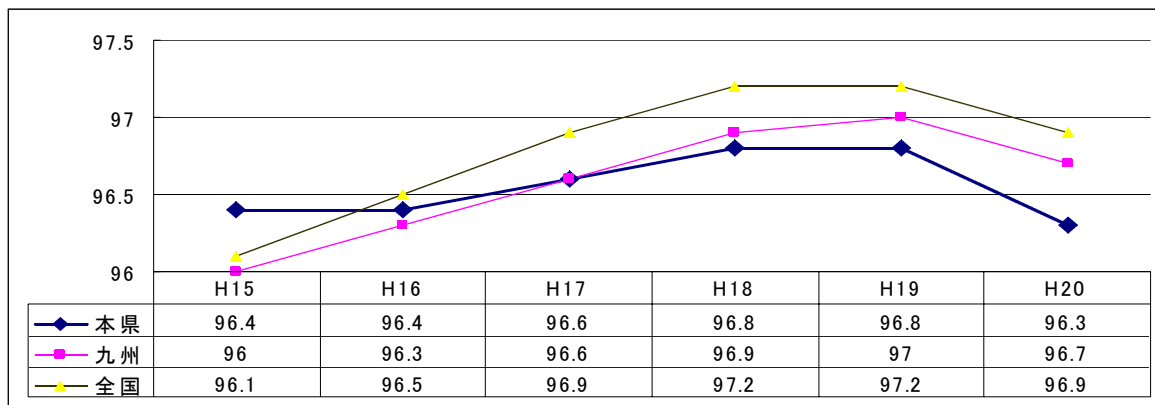
県税全体

県税全体の未収債権額は、平成18年度まで減少してきたが、19年度以降増加に転じ、20年度末は49億58百万余円となっており、県全体の未収債権額（87億55百万余円）の56%を占めている。

また、20年度末の徴収率は96.3%で、17年度以降九州平均・全国平均を下回り、差が拡がりつつある。

県税全体の徴収率比較（九州・全国）

（単位：％）



個人県民税

平成20年度末の未収債権額は26億98百万余円（前年度比4億78百万余円，21%増）となっており，県税全体の未収債権額の54%を占めている。

また，県内45市町村の20年度末の徴収率（市町村が賦課徴収を行っている。）は93.60%（同0.88ポイント減）で，全国平均（93.5%）とほぼ同じとなっており，最も高い三島村は100%，低い天城町は84%となっている。

個人県民税の未収債権額等の状況（単位：千円，%）

年度	調定額	収入済額	未収債権額	徴収率
16	21,019,234	19,382,720	1,473,297	92.21
17	22,371,802	20,763,741	1,462,278	92.81
18	24,527,539	22,848,706	1,525,454	93.16
19	42,660,714	40,305,037	2,220,764	94.48
20	44,413,061	41,569,496	2,698,905	93.60

自動車税

平成20年度末の未収債権額は12億9百万余円（前年度比46百万余円，4%増）となっており，県税全体の未収債権額の24%を占めている。

また，20年度末の徴収率は93.59%（同0.36ポイント減）で，九州ワースト2位となっており，九州平均（95.45%），全国平均（96.12%）を下回り，差が拡がりつつある。

自動車税の未収債権額等の状況（単位：千円，%）

年度	調定額	収入済額	未収債権額	徴収率
16	22,555,599	21,109,488	1,313,345	93.59
17	22,909,392	21,483,215	1,285,278	93.77
18	22,232,150	20,842,603	1,241,651	93.75
19	21,785,935	20,466,894	1,163,051	93.95
20	21,144,682	19,790,296	1,209,595	93.59

(2) 監査の実施

監査の着眼点

- ア 県税の徴収体制は十分に整備されているか。
- イ 滞納未然防止対策事務・未収債権徴収対策事務は適切に行われているか。

事務事業の執行状況

ア 徴収体制

(ア) 税務職員等・徴収担当職員等・県税徴収対策官等の配置

本庁（税務課をいう。以下同じ。）に総務・課税・徴収を担当する職員が配置され，また，地域振興局等の県税課等に課税・徴収を担当する職員及び非常勤の県税事務相談員・県税事務補助員（これらの職員を「税務職員等」という。以下同じ。）が配置されていた。

税務職員等のうち，総務・課税を担当する職員の数は九州・全国と同様に減少しているが，徴収を担当する職員及び県税事務相談員（以下「徴収担当職員等」という。）の平成20年度の数値は112人（16年度に比べ12人増）で，全国が減少している中で九州と同様に増加していた。

特に，個人住民税の徴収対策の強化を図るため，19年度から本庁に特別

滞納整理班を設置し、各地域振興局等に県の県税徴収対策官1人と市町村の派遣職員1人を配置して、特別滞納整理班を編成（1班）していた。

税務職員等の増減比較（九州・全国）

（単位：人，％）

区分	16				20				増減			
	総務	課税	徴収	計	総務	課税	徴収	計	総務	課税	徴収	計
本 県	76	96	100	272	27	90	112	229	-64.5	-6.3	12.0	-15.8
九 州	472	961	870	2,303	387	886	985	2,258	-18.0	-7.8	13.2	-2.0
全 国	3,076	9,599	7,958	20,633	2,790	9,031	7,819	19,640	-9.3	-5.9	-1.7	-4.8

（注）出典：「都道府県税徴収状況等資料」（全国地方税務協議会）

(イ) 税務職員等一人当たり人件費・活動費（旅費等）

平成20年度の税務職員等一人当たり人件費（7,390千円）については、九州平均（7,796千円）・全国平均（7,956千円）と比べ若干少なく、また、一人当たりの旅費等の活動費（465千円）については、九州平均（591千円）・全国平均（641千円）と比べ少なくなっていた。

(ウ) 徴収担当職員等一人当たり県税滞納件数

平成20年度の地域振興局等の徴収担当職員等の配置については、総数71人で、最も多い鹿児島は26人、少ない熊毛は3人となっていた。

徴収担当職員等一人当たり県税滞納件数については、最も多い鹿児島は808件、少ない熊毛は173件となっており、地域振興局等によって大きな差が見られた。

なお、一人当たり県税滞納件数のうち、自動車税に係るものが8～9割を占めていた。

徴収担当職員等一人当たり県税滞納件数

（単位：人，件）

地域振興局等名 （徴収担当職員等の数）	鹿児島 (26)	南薩 (6)	北薩 (9)	姶良・伊佐 (10)	大隅 (10)	熊毛 (3)	大島 (7)	計	(71)
一人当たり県税滞納件数	808	314	489	664	647	173	311	平均	607
うち自動車税滞納件数	686	276	422	561	568	151	268		

(I) 徴収担当職員等の経験年数

徴収担当職員等71人の経験年数については、徴収を担当する職員63人のうち4年未満の者が42人で3分の2を占めていた。一方、県税事務相談員8人のうち4年以上の者が6人で4分の3を占めていた。

徴収担当職員等の経験年数（平成21年10月1日現在の通算年数）

（単位：人）

区 分	職 名	4年未満		4年以上	計
		うち2年未満			
徴収を担当する職員 （本庁職員，地域振興局等 部課長，管理業務職員等 を除く。）	主 幹	3	1	1	4
	係 長	5	2	9	14
	専 門 員	3	1	3	6
	主 査	20	10	7	27
	主 事	11	8	1	12
	小 計	42	22	21	63
非 常 勤 職 員	県税事務相談員	2	1	6	8
合 計		44	23	27	71

(オ) 徴収担当職員等の研修の実施

本庁は、地域振興局等の徴収担当職員等を対象として初級及び中級徴収担当実務研修会を毎年度2～3回開催し、搜索などの徴収技術の習得・向上を図っていた。

また、地域振興局等の徴収担当職員を都道府県税務職員研修会等に出席させ、徴収技術の習得・向上を図っていた。

なお、自治大学校の専門研修（税務）については、平成16～20年度は職員の派遣がなく（21年度は派遣実施）、また、国（税務署等）との人事交流についても実施されていなかった。

イ 滞納未然防止対策

(ア) 納税意識の啓発活動等

本庁は、「県政かわら版」やテレビ等を利用して納税意識の啓発活動を図るとともに、県営住宅の入居申込み時に県税未納なし証明書の添付を義務付けるなど滞納の未然防止に努めていた。

また、自動車税については、公共団体や県内企業（100人以上雇用）に対し納期内納付促進の要請文書を送付していた。

(イ) 個人住民税の特別徴収の推進

個人住民税の徴収方法については、普通徴収と特別徴収（給与支払者が毎月支払う給与から徴収し市町村に納入する方法）の2つの方法があり、平成20年度の特別徴収による徴収率は99.2%で、普通徴収による徴収率82.5%と比べ高くなっている。

県内市町村の特別徴収となっている事業所の割合は、最も高い宇検村は100%、低い徳之島町は5.5%となっており、市町村によって大きな差が見られた。

特別徴収の推進を図るため、市町村は、管内事業所に対し文書や訪問により実施依頼を行っているが、県は職員の同行や文書の発出をしたりすることではなく、市町村の取組に対する県の協力・支援は必ずしも十分ではなかった。

(ウ) 自動車税のコンビニ収納等の利用促進及び納期内納付の推進

自動車税の納付方法については、従来の納付書や口座振替による納付に加え、コンビニ収納や電子（ペイジー）収納の利用を促進しており、納期内納付率については、年々少しずつ上昇し、平成20年度は67.3%（前年度比0.9ポイント増）となっていた。

なお、21年度に「自動車税納税お知らせセンター」（8～10月運用）を設置し、専任のオペレーターが電話による納税の案内を集中的に行っていた。

平成20年度自動車税の納付方法別実績（単位：百万円，%）

区分 (導入年月)	従来の納付方法			新たな納付方法		計
	証紙徴収	納付書	口座振替 (S48.6)	コンビニ収納 (H18.5)	電子収納 (H20.1)	
納付額	605	10,118	869	4,149	4,050	19,790
構成比	3.1	51.1	4.4	21.0	20.5	100

(注) 出典：「税務課資料」

自動車税の納期内納付率の状況 (単位：%)

年 度	1 7	1 8	1 9	2 0
納期内納付率	64.4	65.4	66.4	67.3

ウ 未収債権徴収対策

(ア) 県税滞納縮減対策本部会議・県税徴収対策会議の設置

本庁は、個人県民税や自動車税など県税全体の滞納縮減、重点取組事項等を協議するため「県税滞納縮減対策本部会議」を設置し、また、地域振興局等は、県税全体の月別の重点取組事項や高額滞納者の対応策等を協議するため「県税徴収対策会議」を設置し、それぞれ毎年度1～3回開催していた。

(イ) 個人県民税

a 個人住民税徴収対策連絡会議の設置

各地域振興局等は、管内市町村と「個人住民税徴収対策連絡会議」を設置し、個人住民税の徴収対策の協議や研修を実施していた。

b 共同文書催告の実施・県職員の短期併任

共同文書催告（地域振興局長等と市町村長の連名による文書催告）については、平成20年度は鹿児島市など16市町村（前年度比5市町村減）で実施し、徴収実績は催告件数7,572件（同1,664件減）、納付額58百万余円（同12百万余円増）となっていた。

また、県職員の短期併任（県職員が市町村職員の身分を短期間併せ持ち個人住民税の滞納整理を合同で行う制度）については、20年度は垂水市1市（同3市町村減）のみで実施し、徴収実績は自主納付額3百万余円（同14百万余円減）、差押充当額1百万余円（同2百万余円減）となっていた。

共同文書催告等の実績の状況

(単位：件、千円)

区分 年度	共同文書催告			短期併任			
	実施市町村	催告件数	納付額	実施市町村	自主納付額	差押充当額	計
1 8	20	6,494	39,110	6	11,962	3,502	15,464
1 9	21	9,236	45,046	4	17,491	4,056	21,547
2 0	16	7,572	58,022	1	3,190	1,915	5,105

c 特別滞納整理班の設置

特別滞納整理班については、地域振興局等は、県の県税徴収対策官1人と市町村の派遣職員1人が特別滞納整理班を編成（1班）し、当該市町村から徴取引継を受けた個人住民税の滞納整理に取り組んでいた。

特別滞納整理班については、平成20年度は全ての地域振興局等で編成されていたが、21年度は北薩で編成されていなかった。

なお、特別滞納整理班の編成については、1地域振興局等1班の形態となっており、管内市町村の数、管轄区域の広狭、滞納状況など必ずしも地域の実態を踏まえた編成形態とはなっていない。

20年度の特別滞納整理班による実績については、引継実績は件数8,430件、税額1億50百万余円（前年度比22百万余円増）、また、徴収実績は徴収額1億6百万余円（同44百万余円増）、徴収率70.48

%（同22ポイント増）となっており、引継実績、徴収実績とも前年度に比べ大きく増加していた。

特別滞納整理班の編成の状況

（単位：班，人）

区分 年度	班を編成した地域振興局等の数 ・1地域1班で編成	該 当 市 町 村	班の人員 ・1班2人構成 （ 県職員1人， 市町村職員1人 ）	地域振興局等の管内市町村数
19	6（未編成：鹿児島）	南さつま市 さつま町 霧島市 志布志市 中種子町 徳之島町	1 2	【鹿児島】 5 【南薩】 4
20	7	日置市 枕崎市 長島町 加治木町 大崎町 西之表市 和泊町	1 4	【北薩】 5 【姶良・伊佐】 6
21	6（未編成：北薩）	いちき串木野市 指宿市 姶良町 垂水市 屋久島町 伊仙町	1 2	【大隅】 9 【熊毛】 4 【大島】 1 2

特別滞納整理班の引継実績・徴収実績の状況

（単位：件，千円，%）

区分 年度	引 継 実 績		徴 収 実 績	
	件 数（市町村数）	税 額	徴 収 額	徴 収 率
19	5,624 (6)	128,422	61,521	47.91
20	8,430 (7)	150,601	106,138	70.48

(ウ) 自動車税

a 納付催告の実施

各地域振興局等は、文書・電話や臨戸等による納付催告を随時行っていた。特に、「県下一斉休日徴収作戦及び夜間電話作戦」（11・12月）の期間中は一層の強化を図っていた。

なお、近年、不在等の滞納者が多く、電話や臨戸等による納付催告が効果的に実施できない状況となっていた。

県下一斉休日徴収作戦及び夜間電話作戦による徴収実績の状況（単位：件，人，百万円）

区分 年度	電話催告 延べ従事職員	訪問徴収		徴収額
		延べ従事職員	訪問世帯	
18	406	144	1,594	25
19	327	144	1,205	20
20	299	144	1,095	20

b 滞納処分の実施

各地域振興局等は、財産調査や差押等の滞納処分を随時行っていた。特に、「滞納縮減特別整理期間」（7・8月，11～1月）の期間中は、一層強化して取り組んでいた。

特に、タイヤロック装置による自動車の差押については、平成18年度から実施しているが、20年度は「タイヤロック徴収強化月間」（11月）を設けるなどの取組を行い、徴収実績は徴収額26百万余円（前年度比7百万余円増）、徴収率85.2%（同0.7ポイント増）となっていた。

なお、タイヤロック装置の使用回数・時期は毎年度1～2回（11，2月）

となっており，また，対象者数は年々増加しているものの，20年度は690人となっていた。

なお，自動車税の滞納件数が多いことや1件当たりの税額が少額であること，財産等の資力の乏しい滞納者が増加していることなどから滞納処分が十分に実施できる状況にはなかった。

タイヤロック装置による徴収実績の状況 (単位：人，千円，%)

年度	対象者数	対象税額	徴収額	徴収率	実施件数	使用回数・時期
18	143	6,340	4,490	70.8		10月，1月，2月
19	391	19,250	16,260	84.5	2台	11月，2月
20	690	31,385	26,741	85.2	7台	11月(定期)，2月
21	756	37,700	23,440	62.2	11台	11月(定期)

(注) 21年度は，22年1月末現在である。

c 滞納者の実態把握・不納欠損処分の実施

地域振興局等は，県税未収債権管理マニュアル(以下「債権管理マニュアル」という。)に基づき，滞納処分の実施等適正な管理執行を行うこととされているが，滞納件数(平成20年度36,902件，19年度37,339件)が膨大であることや，従事する職員の人的資源等の制約があることなどから，債権の分類が十分に行われず，また，分類に応じた対策(分納誓約や財産差押等)がとられていない事例が数多く見られた。

なお，滞納件数のうち車検切れ(道路運送車両法に基づく継続検査を受けていないものをいう。以下同じ。)に係るものが相当数を占めていた。

県税(自動車税を含む。)の不納欠損処分については，地方税法に基づき時効(5年間)が完成した場合，滞納処分の執行停止が3年間継続した場合等に行うこととされている。

平成20年度の自動車税の不納欠損処分は4,807件で，うち時効完成によるものが4,171件で8割を占めているが，滞納件数が膨大なため，滞納者の死亡後も相続人に請求をせず徒過していたり有効な時効中断措置をとっていない事例などが見られた。

不納欠損処分件数の状況 (単位：件，%)

年度	時効完成	構成比	執行停止3年継続	即時消滅	合計
16	3,935	86.5	349	264	4,548
17	4,235	89.0	316	205	4,756
18	4,477	88.3	439	153	5,069
19	4,390	83.7	630	222	5,242
20	4,171	86.8	277	359	4,807

(注) 即時消滅とは，法人の倒産等で差し押さえるべき財産がない場合や会社更生法により租税債権が免責された場合等で納税の義務を直ちに消滅させるものをいう。

(3) 監査結果

個人県民税・自動車税の滞納未然防止対策事務・未収債権徴収対策事務について確認・検証したところ，次のような「改善・検討を要する事項」があった。

【改善・検討を要する事項】

県税の徴収体制

地域振興局等の徴収担当職員等の配置については、県税徴収対策官の配置や特別滞納整理班の設置等により拡充強化が図られてきているが、同班のこれまでの徴収の成果や、一人当たり県税滞納件数、管内市町村数等の地域の実態などを踏まえ、徴収担当職員等の適正な配置や所要の人員の確保を図るとともに、引き続き、特別滞納整理班の一層の拡充強化に取り組むこと。

徴収技術の優れた知識経験豊かな職員の育成・確保を図るため、引き続き、徴収職員実務研修会等を積極的に開催すること。また、自治大学校の専門研修（税務）等の定期的な職員派遣研修等に取り組むとともに、国（税務署等）との人事交流の取組について検討すること。

なお、派遣研修等の後、これらの職員を所要ポスト（例えば地域振興局等の県税徴収対策官や納税係長など）に配置すること。

税務職員等一人当たりの旅費等の活動費（465千円）については、九州平均・全国平均と比べ少なくなっていることから、その要因分析等を行い、必要に応じ所要額の確保を図ること。

個人県民税の滞納未然防止対策・未収債権徴収対策

個人県民税の徴収率（県平均）は93.6%であるが、県内の市町村によってかなりの差（100～84%）があることから、特に徴収率の低い市町村に対しては、引き続き、共同文書催告や県職員の短期併任による取組を積極的に実施・展開すること。

また、特別徴収による成果（徴収率はほぼ100%）を踏まえ、特別徴収となっている事業所の割合が低い市町村に対しては、例えば県職員が市町村職員とともに事業所訪問等による要請を行うなど、県として市町村の取組に対する一層の協力・支援を行うこと。

特に、個人県民税の徴収対策等の強化を図るために平成19年度に設置された特別滞納整理班については、これまでの徴収の成果等を踏まえ、引き続き、全ての地域振興局等において編成するとともに、今後、市町村と十分な協議を行い、管内市町村数等の地域の実態などを踏まえ、現行の1地域振興局等1班を必要に応じ複数班の編成形態にするなど、特別滞納整理班の一層の拡充強化に取り組むこと。

なお、個人住民税（県民税）の賦課徴収は市町村が行うこととされていることから、特に徴収率の低い市町村に対しては、特別滞納整理班の編成や共同文書催告などについて、本庁の税務課・市町村課及び地域振興局等が緊密に協議・連携して、必要な助言・要請などを行い、徴収率の向上に努める必要がある。

自動車税の滞納未然防止対策・未収債権徴収対策

自動車税の納期内納付率（平成20年度は67.3%）の向上等を図るため、引き続き、コンビニ収納や電子収納について広報啓発や取扱金融機関の拡充による利用促進を図るとともに、自動車税納税お知らせセンターによる納税案内等の

活動の強化を図ること。

また、引き続き、滞納縮減特別整理期間における徹底した財産調査や厳正な滞納処分等の取組を強化するとともに、特に、タイヤロック装置を使用した差押については、可能な限り対象者数や使用回数の増加を図ること。また、インターネットによる公売についても積極的に取り組むこと。

なお、自動車税も自動車重量税等と同じく、車検時の徴収が可能となるよう、例えば各県と連携して国に働きかけるなど各般の取組の検討を行うこと。

自動車税の滞納整理については、滞納件数が膨大（約3万7千件）かつ相当数が車検切れであること、不在等や資力の乏しい滞納者が増加していること、従事する職員等の制約もあること等から、債権の分類や分類に応じた対策が必ずしも十分できない状況にある。

このような状況を踏まえ、滞納整理を効果的・効率的に進めるため、例えば不在等の滞納者に対するタイヤロックの優先実施や、車検前の自動車に対する（車検切れより）優先実施などそのあり方や実態に即した取扱いについて検討するとともに、全国的には徴収率がほぼ100%になっている県もあることから、その取組等を参考に必要に応じ債権管理マニュアル自体の見直しも検討すること。

また、不納欠損処分については、安易なものとならないよう適時適切な時効中断措置を実施すること。

2 母子寡婦福祉資金の貸付・償還事務及び滞納に対する措置等事務

(1) 事務事業の概要

事務事業の目的

母子・寡婦等の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、その扶養している児童の福祉を増進するため必要な資金の貸付けを行うことを目的とする。

事務事業の内容

ア 貸付・償還事務

地域振興局・支庁の保健福祉環境部（以下「地域振興局等」という。）は、申請書を受領後、母子担当職員及び母子自立支援員（以下「職員等」という。）が申請者及び連帯借受人を訪問面接し実態調査を行い、併せて、連帯保証人の保証意思の確認を行った上で、貸付審査会において審査を行い、貸付を決定している。また、貸付後も貸付の目的達成を助長するため、借受人及び連帯借受人に対し生活一般に関する必要な指導を行っている。

本庁（子ども福祉課をいう。以下同じ。）は、償還金の調定、納入通知及び収納事務を行っている。

イ 滞納に対する措置等事務

本庁は、納期限を経過しても納付しない者に対し督促状を送付し、地域振興局等は、本庁の督促状送付後も納付しない者に対し納入督促を行っている。

《参考》 母子寡婦福祉資金の概要

貸付の状況

貸付実績は、平成17年度から生活保護世帯に対し高等学校進学に係る修学費の給付が開始されたこと等により減少傾向にあり、20年度の貸付件数は243件、貸付金額は1億20百万余円で、うち修学資金及び就学支度資金（以下「修学資金等」という。）が90%を占めている。

貸付件数・貸付金額の状況

（単位：件、千円、％）

年 度	16	17	18	19	20	
貸付件数	539	409	333	265	243	
貸付金額	253,328	202,729	179,606	138,243	120,689	
うち修学 資金等	金額	240,218	192,554	168,897	125,340	109,227
	構成比	94.8	95.0	94.0	90.7	90.5

未収債権の状況

未収債権額は近年増加傾向にあったが、平成20年度末は3億10百万余円（前年度比2百万余円減）となっており、うち修学資金等が2億28百万余円で73%を占めている。

また、20年度末の償還率は42.2%（同0.4ポイント減）となっており、低下傾向にある。

なお、借受人、連帯借受人及び連帯保証人のそれぞれの滞納理由は、生活困窮が60%以上となっている。

未収債権額・償還率の状況 (単位：件，千円，%)

内訳 年度	調定額		収入額		未収債権額		償還率
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
16	39,889	515,619	20,187	223,816	19,656	287,080	44.3
17	42,450	526,260	21,448	228,805	21,002	297,455	43.5
18	43,878	534,677	21,291	226,163	22,587	308,514	42.3
19	44,726	545,986	21,216	232,782	23,510	313,204	42.6
20	44,670	537,420	21,189	226,733	23,481	310,687	42.2

(2) 監査の実施

監査の着眼点

- ア 貸付・償還事務は適切に行われているか。
- イ 滞納に対する措置等事務は適切に行われているか。

事務事業の執行状況

ア 職員等の配置及び研修の実施

地域振興局等における職員等の配置については、総数35人の母子担当職員は、最も多い大島は12人、少ない鹿児島等は3人となっており、また、総数15人の母子自立支援員は、最も多い大島は4人、少ない熊毛等は1人となっていた。

業務の従事状況については、母子担当職員一人当たり年間従事日数は、最も多い北薩は76日、少ない熊毛は3日となっており、また、母子自立支援員一人当たり年間相談回数は、最も多い大島は1,620件、少ない熊毛は521件となっており、地域振興局等によって大きな差が見られた。

職員等の研修については、本庁は、母子担当職員に毎年度1回、母子自立支援員に毎年度2回それぞれ研修を実施し、職員等の資質の向上を図っていた。

平成20年度職員等の配置等の状況 (単位：日，件)

地域振興局等名 (母子担当職員) (母子自立支援員)	鹿児島 (3人)	南薩 (3人)	北薩 (4人)	姶良・伊佐 (5人)	大隅 (3人)	熊毛 (5人)	大島 (12人)	計 (35人)
	(2人)	(2人)	(2人)	(1人)	(3人)	(1人)	(4人)	(15人)
母子担当職員の年間総従事日数	48	75	303	62	45	17	367	131
母子担当職員1人当たり年間従事日数	16	25	76	12	15	3	31	26
母子支援員が対応した年間相談回数	2,825	1,211	1,815	672	3,031	521	6,479	2,364
母子支援員1人当たり年間相談回数	1,413	606	908	672	1,010	521	1,620	1,104

イ 貸付・償還事務

(ア) 償還義務の周知徹底等

地域振興局等は、連帯借受人がいる修学資金等の貸付申込に当たっては、母子(寡婦)福祉資金事務取扱要領(以下「取扱要領」という。)に基づき、連帯借受人に償還義務があることを十分認識させることとされているが、十分な説明がなされていないことから、償還意識が不足していると思われる連帯借受人が見られた。

(イ) 連帯保証人等に係る届出の徹底

借受人は、母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付けに関する規則に基づき、連帯保証人の死亡等があった場合は、連帯保証人の変更承認を得なければなら

らないとされているが、その変更手続を行っていない事例が見られた。

(ウ) 口座振替制度の活用

母子寡婦福祉資金の納付方法については、口座振替による納付と納入通知書による納付の2つの方法があり、口座振替による納付は年々その利用が増加しており、平成20年度の利用率は61.5%(前年度比3.1ポイント増)となっているが、県営住宅使用料(70.1%)に比べ低い状況にあった。

年 度	16	17	18	19	20
利用率(現年度分)	49.7	51.3	55.9	58.4	61.5

(I) 違約金の徴収

違約金については、母子及び寡婦福祉法施行令(以下「政令」という。)に基づき、延滞元利金額につき年10.75%の割合で徴収することされているが、運用(元本償還を優先)により徴収していなかった。

ウ 滞納に対する措置等

(ア) 債権管理

a 債権の分類と債権管理簿

地域振興局等は、保健福祉部債権管理マニュアル(以下「債権管理マニュアル」という。)に基づき、債権の分類と分類に応じた対応(連帯借受人に対する請求など)を行うこととされているが、借受人の申立てのみによって債権の分類を行うなど、分類が必ずしも十分に行われず、また、分類に応じた対応がとられていない事例が見られた。

また、債権管理マニュアルに基づき、債権管理簿の整備を行い、納入催告等の状況を記載することとされているが、連帯保証人に対する請求状況などの事項が整理されていない事例が見られた。

b 母子寡婦福祉資金貸付システムの活用

母子寡婦福祉資金貸付システム(以下「電算システム」という。)については、収納管理のために平成8年に運用開始したものであるが、現行の電算システムは、複数資金借受者の償還状況等の集計ができないことなどから、滞納整理面での利活用については困難な状況となっている。

(イ) 債権回収方策の実施

a 督促・償還指導(催告)の実施

地域振興局等は、本庁の督促状送付後、借受人に対して職員等が電話・文書等により償還指導の業務を行っていたが、その業務の大部分を母子自立支援員が行い、母子担当職員はほとんど行っていない地域振興局等が見られた。

また、地域振興局等は、取扱要領に基づき、借受人等が償還しない場合には連帯保証人に対し履行請求を行うこととされているが、請求の時期を著しく徒過していたり請求がなされていない事例が見られた。

b 未収債権ローラー作戦の実施

本庁・地域振興局等は、「未収債権ローラー作戦」(10・11月)の期間中、合同して訪問による納入指導を行うとともに、地域振興局等は、出

納整理期間（４・５月）に同様の取組を行っていた。

c 法的措置の実施

法的措置については、債権管理マニュアルに基づき、地域振興局等は債権分類Bに該当する者のうち法的措置を要すると思われるものについて随時本庁へ報告し、本庁は必要な措置を講じることとされているが、これまで実施された例はなかった。

(ウ) 不納欠損処分の実施

不納欠損処分については、取扱要領等に基づき、時効完成の場合等に行うこととされているが、平成17年度以降実施されていなかった。

なお、時効中断のため、地域振興局等に提出することとされている借受人等からの債務確認書等については、提出されていない事例が見られた。

エ 取扱要領の改正

取扱要領については、貸付・償還事務や滞納に対する措置等を規定したものであるが、平成12年の制定以来、地域振興局設置等の組織機構改革や連帯保証人に係る政令改正等に伴う所要の改正がほとんど行われていなかった。

(3) 監査結果

母子寡婦福祉資金の貸付・償還事務及び滞納に対する措置等事務について確認・検証したところ、次のような「改善・検討を要する事項」があった。

【改善・検討を要する事項】

貸付・償還事務

母子寡婦福祉資金の円滑な償還等を図るためには、借受人の理解等が必要であることから、パンフレットなどにより償還意識の向上に努めるとともに、口座振替制度については、普及啓発等により利用促進を図ること。また、連帯保証人の変更承認手続が行われていない事例が見られたことから、地域振興局等による当該手続の周知徹底を図ること。

なお、政令に基づき徴収することとされている違約金については、徴収（減免を含む。）の取扱いについて検討すること。

滞納に対する措置等

未収債権の滞納整理を進めるためには、債権の分類や債権管理簿の整備等が重要であるが、償還能力等の把握や債権管理簿の記載内容が十分でないことなどから、借受者の償還能力等に基づいた債権の分類や分類に応じた分納指導などの対応を適切に実施するとともに、債権管理簿の記載事項等の整理を徹底すること。

また、引き続き、「未収債権ローラー作戦」などの納入指導の取組を強化するとともに、今後、現行の電算システムの滞納整理面での利活用について検討すること。

未収債権の回収対策を効率・効果的に進めるためには、連帯保証人に対する適切な履行請求等が重要であるが、地域振興局等によって履行請求時期に違いがあることから、取扱要領においてその時期を明確にすること。また、法的措置につ

いては、全国的には悪質な借受人等を実施している県もあることから、その取組等を参考にその実施を検討すること。

なお、不納欠損処分については、安易なものとならないよう適切な時効中断措置を実施するとともに、処分可能なものについて適時適切に処理すること。

徴収体制等

地域振興局等の職員等の配置については、地域振興局等によって1人当たり従事日数等にかかなりの差が見られることや、相談件数・管内市町村数等の地域の実態等を踏まえ、職員等の適正な配置を図るとともに、また、地域振興局等によっては、業務の実施が母子自立支援員に偏っていることから、母子担当職員を主体とした組織的な取組が行われるようにすること。

また、平成12年に制定された取扱要領は、本庁・地域振興局等の業務を統一して取り扱う上から重要であるが、制定以降ほとんど改正が行われず、また実態とも乖離しているので、速やかに所要の改正を行うこと。

3 農業改良資金の貸付・償還事務及び延滞回収対策事務

(1) 事務事業の概要

事務事業の目的

農業者の農業経営の改善を目的とした新たな農業部門等の経営開始や農畜産物等の新たな生産方式等の導入などを支援するため資金の貸付けを行い、農業経営の安定と農業生産力の増強に資することを目的とする。

事務事業の内容

農業改良資金の貸付・償還事務及び延滞回収対策事務については、本庁（農業経済課をいう。以下同じ。）及び地域振興局・支庁の農林水産部（以下「地域振興局等」という。）が行うとともに、県と県信用農業協同組合連合会（以下「県信連」という。）、農業協同組合（以下「農協」という。）の間で農業改良資金事務委託契約（昭和60年締結。以降毎年自動更新されている。以下「委託契約」という。）を締結し、県信連・農協は、この3者契約に基づき、債権の保全及び取立の事務を行っている。

なお、貸付方式には、直貸方式と金融機関を経由する転貸方式（未収債権はない。）がある。以下、直貸方式について取り扱う。

ア 貸付・償還事務

(ア) 貸付事務

農協は、借入申込希望書を受理し、意見書（借入希望者の資金計画や連帯保証人の保証能力等について記載）を添えて地域振興局等に提出している。

市町村は、貸付の適否等についての審査結果を地域振興局等に提出している。

地域振興局等は、農協及び市町村から提出された書類に貸付に関する意見書等を添えて本庁に提出している。

本庁は、貸付審査会において審査を行い、貸付を決定している。

(イ) 償還事務

本庁は、県信連に納入通知書を送付し、県信連は農協に納入通知書を送付している。農協は借受者に払込請求書を送付し、県信連は農協に設けられた借受者の口座から振替により償還金を収納している。

イ 延滞回収対策事務

農協は、滞納発生の都度督促を行い、さらに、延滞後25日を経過しても償還されないときは、延滞者調書を作成し県信連に提出している。

県信連は、延滞後30日経過したときは、借受者の事情を審査した結果を農協の延滞者調書に添えて本庁に提出する。

本庁は、電話により償還督促を行うとともに、1か月以上延滞している者に対し文書で督促を行い、県信連、農協とともに督促後の延滞回収対策を行っている。

《参考》 農業改良資金の概要

貸付の状況

平成20年度は貸付の実績がない。（直貸方式による貸付は16年度まで、転貸方式による貸付は18年度までの実績。）

貸付件数，貸付金額，貸付残高の状況 (単位：件，千円)

	年 度	16	17	18	19	20
直 貸 分	貸付件数	1	0	0	0	0
	貸付金額	31,570	0	0	0	0
	貸付残高	1,952,538	1,472,732	1,032,875	759,420	538,146
転 貸 分	貸付件数	5	3	4	0	0
	貸付金額	57,200	53,920	78,030	0	0
	貸付残高	57,200	109,387	176,562	157,654	138,757

未収債権の状況

未収債権額は増加傾向にあり，平成20年度末は2億16百万余円（対前年度比24百万余円，12.7%増）となっており，県全体の未収債権額の2.5%を占め，全国第2位となっている。

償還率は年々低下し，20年度末は52.6%（同7.7ポイント減）となっている。

延滞率（＝延滞額／貸付残高）は増加傾向にあり，20年度末は31.98%（同11ポイント増）で，全国第7位となっている。

延滞者の主な延滞理由は約半数が技術不足となっており，残りは農産物の価格低迷，災害などとなっている。

未収債権額・償還率の状況 (単位：件，千円，%)

内 年 度	調 定 額		償 還 額		不 納 欠 損 額		未 収 債 権 額		償 還 率
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	
16	677	639,420	501	466,837			176	172,583	73.0
17	616	609,816	450	427,320			166	182,497	70.1
18	529	551,911	373	372,682	1	6,750	155	172,480	67.5
19	439	484,539	272	292,364			167	192,175	60.3
20	385	456,663	202	240,172			183	216,491	52.6

全国の未収債権額・償還率の状況（平成20年度末）

<未収債権額順> 単位：千円，%

	県 名	未 収 債 権 額	延 滞 率
1	沖 縄	566,903	74.85
2	鹿 児 島	216,491	31.98
3	茨 城	154,624	38.99
4	福 岡	151,953	44.38
5	青 森	139,659	58.41

<延滞率順> (単位：%，千円)

	県 名	延 滞 率	貸 付 残 高	未 収 債 権 額
1	鳥 取	82.13	32,906	27,025
2	沖 縄	74.85	757,423	566,903
3	青 森	58.41	239,121	139,659
4	福 岡	44.38	342,407	151,953
7	鹿 児 島	31.98	676,903	216,491

(2) 監査の実施

監査の着眼点

償還事務・延滞回収対策事務は適切に行われているか

事務事業の執行状況

ア 償還事務

地域振興局等は，農業改良資金が新作物分野等にチャレンジする場合の特別の長期資金であることから，農業経営改善関係資金基本要綱等の国の要綱及び通知（以下「国要綱等」という。）に基づき，借受者の経営状況を継続的に把握し適切な助言・指導に努めることとされているが，地域振興局等が助言・指導

を行う基となる経営状況報告について，国要綱等に基づき経営改善資金計画期間中借受者から当該報告を徴求することとされているにもかかわらず，徴求していない農協があったり，本庁や地域振興局等もその状況を把握するようになっていなかったことから，地域振興局等による助言・指導は必ずしも借受者の経営状況を踏まえたものとはなっていなかった。

農業改良資金助成法（以下「法」という。）に基づく違約金については，延滞額につき年12.25%の割合で徴収することとされ，平成20年度の徴収額は528千円となっており，免除額はなかったが，19年度の927千円などこれまでの免除については，その取扱や考え方が必ずしも整理されていなかった。

なお，違約金の調定については，県会計規則に基づき，元金納付の都度行うこととされているが，違約金の納付時に行われていた。

違約金の徴収・免除状況 (単位：千円)

年度	16	17	18	19	20
徴収額	2,882	1,408	8,930	1,770	528
免除額	0	15,155	6,930	927	0

イ 延滞回収対策事務

(ア) 延滞回収対策事務の実施

本庁は，委託契約に基づき，県信連・農協に債権の保全及び取立の業務を委託しているが，県信連・農協は同契約に基づき，本庁の指示により償還指導等の延滞回収対策の業務を行っていた。また，県信連は，借受者が償還期限を30日過ぎてもなお償還しないときはその事情を審査し本庁に報告していた。

なお，地域振興局等や市町村は，延滞回収対策の事務には従事していなかった（貸付事務のみ従事）。

一方，この委託契約については，契約が締結された昭和60年と現在を比べると，貸付状況（未収債権額14百万円程度 2億14百万円，償還率97.5% 52.6%）や取扱機関（市町村数96 43，普及担当機関27 7，農協97 15）が大きく変化しているにもかかわらず，同一の内容で毎年更新されてきており，貸付状況等の変化に必ずしも対応している状況ではなかった。

また，本庁は，債権管理マニュアルに基づき，1年以上の延滞者に対し地域振興局等や農協と合同面談調査を実施し，償還計画等の確認を行うこととされているが，調査は毎年度1回程度の実施にとどまっており，償還能力等の把握が必ずしも十分ではなく，償還指導が効果的なものとはなっていなかった。このうち，延滞者の償還能力が極めて乏しい場合，連帯保証人に対しても同調査を実施し償還請求していたが，連帯保証人が償還に応じた事例はほとんどなかった。なお，連帯保証人については，所在等の確認が必ずしも十分でなく，所在不明となっている事例も見られた。

(イ) 法的措置の実施等

法的措置については、債権管理マニュアルにおいてその実施を検討することとされている（「回収見込のない債権」を検討対象とする旨記述してあり適切でない。）が、本県においては、全国と同じくこれまで実施された例はなかった。

なお、全国的には、民間債権回収会社に収納委託（1年以上納入がない未収債権等）している県もある。

(3) 監査結果

農業改良資金の貸付・償還事務及び延滞回収対策について確認・検証したところ、次のような「改善・検討を要する事項」があった。

【改善・検討を要する事項】

農業改良資金の償還を円滑に行うためには、地域振興局等の借受者に対する助言等が重要であるが、その基となる経営状況報告を借受者に徴求していない農協があったり、また、本庁等もその状況を把握するようになっていないことから、本庁は、当該報告を徴求するよう農協の指導を徹底するとともに、農協の徴求した当該報告を地域振興局等に提供し、その報告を基に適切な助言・指導を行えるようにすること。

また、違約金については、免除を行う場合の取扱方針等を明確にするるとともに、その調定については、県会計規則に基づき元金納付の都度行うこと。

県信連・農協が行っている延滞回収対策の取組については、昭和60年の委託契約に基づき、本庁の指示により行っているが、近年の貸付状況（未収債権額2億14百万円、償還率52.6%）に鑑み、本庁は、県信連・農協に対し、延滞者の経営等の実態に応じた償還指導を適時適切に指示するなど、延滞回収対策の効果的な推進を図ること。

農業改良資金の貸付・償還・延滞回収対策については、法や委託契約等に基づき、本庁が主体となって地域振興局等、市町村、県信連、農協と役割を分担かつ連携を図りながら実施してきている。特に、延滞回収対策については、委託契約（毎年同一内容で更新）に基づき、県信連・農協が債権の保全及び取立の業務を実施してきているが、近年貸付状況等が大きく変化してきている。

このような状況を踏まえ、農業専門金融機関である県信連や借受者に身近な農協については、本庁の指示により実施している延滞回収対策の取組（役割を含む）のあり方を検討するとともに、併せて貸付事務に関わり借受者等に身近な地域振興局等や市町村については、例えば延滞者に対する助言・指導等業務の分担など効率・効果的な業務方策を検討すること。

延滞回収対策を進めるため、1年以上の延滞者に対する合同面談調査については実施回数を増加して、償還能力等の把握に努めること。また、連帯保証人に対する面談調査回数も増加して、その償還請求を適切に実施するとともに、所在把握等のための確認を行うこと。

なお、法的措置については、債権管理マニュアルの記述内容を見直し、その実施を検討するとともに、民間債権回収会社の活用などについても併せて検討すること。

4 県営住宅使用料の徴収（滞納防止）対策事務・未収債権対策事務

(1) 事務事業の概要

事務事業の目的

県営住宅の入居者から住宅使用料を徴収し、県営住宅の適正な管理運営を図ることを目的とする。

事務事業の内容

県営住宅の管理・入居事務，徴収（滞納防止）対策事務・未収債権対策事務については，地域振興局・支庁の建設部（以下「地域振興局等」という。）が，また，法的措置（即決和解・明渡訴訟）については，本庁（建築課住宅政策室をいう。以下同じ。）がそれぞれ行っている。

なお，鹿児島市内の管理・入居事務，徴収（滞納防止）対策事務・未収債権対策事務については，平成18年度から指定管理者の（財）県住宅建築総合センター（以下「住宅センター」という。）が行い，鹿児島市外（県本土）のものについても，指定管理者が行う予定となっている。

また，未収債権対策事務のうち，県全域の退去滞納者に係る一定のものについては，20年度に民間債権管理回収会社（以下「債権回収会社」という。）に収納業務を委託している。

（参考）

県営住宅の管理・入居事務等の状況

区分 地域	管理・入居 事務	徴収対策 事務	未収債権対策事務		
			入居滞納者	退去滞納者	
				退去後1年 以上等	左記以外
鹿児島市	住宅センター	住宅センター	住宅センター	債権回収会社	住宅センター
鹿児島市外	地域振興局等	地域振興局等	地域振興局等	債権回収会社	地域振興局等

（注）「退去後1年以上等」とは，「退去後1年以上経過し，納入の意思が認められないもの」をいう。

未収債権の状況

平成20年度末の未収債権額は2億17百万余円（前年度比10百万余円，4%減）となっており，年々減少してきている。そのうち，退去滞納者に係るものは1億59百万余円で約4分の3を占めている。

また，20年度末の徴収率は93.2%（同0.3ポイント増）となっている。

未収債権額・徴収率の状況

（単位：千円，%）

年度	調定額	納付額	未収債権額	徴収率
16	3,264,651	3,008,740	243,683	92.2
17	3,234,070	2,991,328	240,176	92.5
18	3,243,813	3,005,102	233,027	92.6
19	3,266,236	3,033,975	227,118	92.9
20	3,290,904	3,067,970	217,019	93.2

(2) 監査の実施

監査の着眼点

徴収（滞納防止）対策事務・未収債権対策事務は適切に行われているか。

事務事業の執行状況

ア 職員等の配置及び研修の実施

各地域振興局等における職員等の配置については、管理を担当する職員が1～3人、非常勤の土木施設管理補助員が1～3人（指宿など8事務所を除く。）それぞれ配置されており、管理・入居事務及び未収債権対策事務等に従事していた。

職員等の研修については、本庁は、地域振興局等・住宅センターの職員等を対象として住宅管理担当者会議を毎年度1回開催し、県営住宅の管理に必要な法的知識や実務（即決和解、明渡訴訟の手續など）等の能力向上を図っていた。

イ 徴収（滞納防止）対策

(ア) 入居事務及び納付義務の周知等

地域振興局等・住宅センターは、県営住宅の入居申込（毎年度1～2回公募）を受理し、抽選により団地毎に順位を登録し、登録順位に従い入居要件を審査の上、入居決定を行っていた。併せて、入居決定後、入居決定者から誓約書（連帯保証人2人の連署）を提出させていた。

地域振興局等・住宅センターは、入居時に「住まいのしおり」を配付し、その際、口座振替制度の利用や法的措置の実施などについて説明を行い、県営住宅使用料の納付意識の向上を図っていた。

(1) 口座振替制度、代理納付制度及び減免・徴収猶予制度の周知等

県営住宅使用料の納付方法については、口座振替による納付と納入通知書による納付の2つの方法があり、口座振替による納付は年々その利用が増え、平成20年度の利用率は70.1%となっていた。

口座振替の利用率の状況 (単位：%)

年 度	17	18	19	20
口座振替の利用率	68.5	69.6	69.9	70.1

県営住宅使用料の代理納付制度（県営住宅に入居している生活保護世帯の住宅扶助費を県が福祉事務所から直接受領できる制度）については、所管の福祉事務所の十分な理解が得られていないこと等から、20年度の活用は496世帯のうち233世帯となっており、活用が少ない状況にあった。

また、県営住宅使用料の減免・徴収猶予制度（疾病や失業等により収入が減少した場合に減免・徴収猶予する制度）については、入居者に対する理解・周知が十分でなかったことから同制度が活用されず滞納となっている事例が見られた。

ウ 未収債権対策

(ア) 入居滞納者の納付指導・連帯保証人の請求等

地域振興局等・住宅センターは、県営住宅家賃滞納整理要領（以下「滞納整理要領」という。）に基づき、訪問等による納付指導後も納付が見込まれないときは必要に応じ連帯保証人に対し履行請求を行うこととされているが、滞納者と法的措置について面談する直前の時期になって請求したりしていた地域振興局等・住宅センターもあった。

また、地域振興局等・住宅センターにおいては、県営住宅条例に基づき、入居者は連帯保証人の死亡等があったときは変更承認を得なければならないとされているが、その手續を行っていない事例が見られた。

なお、住宅センターが行っている鹿児島市内の未収債権対策事務等については、訪問を中心とした督促活動を積極的に展開しており、その徴収率は96.4%で、県平均(93.2%)や鹿児島市外(91.2%)に比べると3～5ポイント高くなっていた。

(イ) 入居滞納者の法的措置(即決和解・明渡訴訟)の実施

法的措置については、対象とする滞納金額・滞納月数の基準を段階的に厳しくしてきており、未収債権の縮減が図られてきていた。

即決和解については、本庁は、3箇月以上の入居滞納者のうち納入意思を示さないなど誠意の見られない者について行うこととされているが、平成20年度は19件の和解契約を締結していた。

即決和解の失権約款に基づく明渡請求については、本庁は、失権約款の成就した者について行うこととされているが、失権約款が成就したにもかかわらず強制執行を実施していない事例が見られた。

明渡訴訟については、本庁は、即決和解に応じない入居滞納者に対して行うこととされており、19年度は7件の提起となっていたが、20年度はなかった。

法的措置(即決和解・明渡訴訟)の状況 (単位:件)

年度	即決和解					明渡訴訟				合計
	完納	履行中	強制執行	その他	小計	強制執行	自主退去	その他	小計	
16	42	11	7	2	62	1			1	63
17	7	3	2		12	3		1	4	16
18	17	16	4	1	38	3	2		5	43
19	10	21	1	2	34	5		2	7	41
20		19			19				0	19

(ウ) 退去滞納者への納付指導等の実施

地域振興局等・住宅センターは、「県営住宅の退去滞納者にかかる滞納整理方針」に基づき、退去滞納者の未収債権(債権回収会社に委託した分を除く。)について滞納整理を実施することとされているが、退去滞納者及び連帯保証人に対する電話、訪問などによる納付指導の取組が十分行われていなかった。

退去滞納者に係る未収債権については、本庁は、平成20年8月に初めて、19年度に分割納入の誓約がなかった未収債権の収納業務を債権回収会社に委託(1億12百万余円)したが、同会社は20年度に626千余円を回収し、3,963千余円の分割納入の誓約を得ていた。

退去滞納者(債権回収委託関係分)の回収額等の状況 (単位:千円)

年度	実施者	回収額	分割納入誓約額	計
19	県	1,181	0	1,181
20	債権回収	626	3,963	4,589
21	会社	888	1,579	2,467

(注) 21年度は22年2月現在である。

(I) 不納欠損処分の実施

本庁は、滞納整理要領等に基づき不納欠損処分を実施していた。

不納欠損処分状況 (単位：千円)

年度	不納欠損処分額	主な理由
16	12,228	時効, 破産, 相続放棄
17	2,566	時効, 破産
18	5,684	時効, 破産
19	5,144	時効, 破産
20	5,915	時効, 破産, 相続放棄

(3) 監査結果

県営住宅使用料の徴収（滞納防止）対策事務・未収債権対策事務について確認・検証したところ、概ね適当と認められたが、次のとおり要望する。

【要望事項】

県営住宅使用料については、法的措置の実施、指定管理者制度の導入等により未収債権額が減少するなど成果が着実に上がってきているので、引き続き、これまでの対策や取組を推進するとともに、次の点に留意して更なる未収債権対策事務等に取り組まれるよう要望する。

徴収（滞納防止）対策

県営住宅使用料の円滑な徴収や滞納の未然防止を図るためには、入居者等の理解等が必要であることから、引き続き、「住まいのしおり」の配布により納付意識の向上に努めるとともに、口座振替制度については普及啓発等により利用促進を図ること。

また、県営住宅使用料の減免・徴収猶予制度については、理解・周知不足による滞納の事例が見られたので、同制度の周知徹底を図るとともに、代理納付制度については、活用が少ない状況にあるので、所管の福祉事務所の理解を得られるよう努め、同制度の積極的な活用に取り組むこと。

未収債権対策

入居滞納者の未収債権対策事務を効率・効果的に進めるためには、納付指導や連帯保証人に対する適切な履行請求等が重要であるが、地域振興局等・住宅センターによって履行請求時期に違いがあったり、また、連帯保証人の変更承認手続が行われてなかったりしたことから、滞納整理要領等において連帯保証人に対する履行請求時期を明確にするとともに、連帯保証人の変更承認手続の周知徹底を図ること。

なお、即決和解などの法的措置については、これまでの成果を踏まえ、引き続き、着実に取り組むこと。

未収債権対策事務など県営住宅に係る事務については、現在、本庁・地域振興局等や指定管理者（住宅センター）などが業務を分担しているが、このうち、住宅センターによる鹿児島市内の徴収率（96.4%）は、県平均（93.2%）や鹿児島市外（91.2%）に比べ高くなっている。このような状況を踏まえ、今後、指定管理者に対する委任の取組を進めることとし、その取組に当たっては対象事務の範囲や地域の拡大について検討すること。

また、退去滞納者対策については、平成20年度に委託した債権回収会社の取組が成果（分割納入の誓約など）を上げつつあることから、今後、その検証を行い、必要に応じ委託の継続等について検討すること。

鹿 児 島 県 公 報

平成23年 4 月 15 日（金）第2693号の 3



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）
定 価 送 料 共 1 箇 月 2, 650 円

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

監 査 委 員 公 表

○監査結果の報告に係る措置の公表

（監査委員事務局取扱い） 1

監 査 委 員 公 表

監査委員公表第7号

平成23年 3 月 29 日付け財第177号で，鹿児島県知事から平成21年度行政監査の結果に関する報告に基づき措置を講じた旨の通知があったので，地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により，次のとおり公表する。

平成23年 4 月 15 日

鹿児島県監査委員 弓指 博昭
同 橋口 和博
同 外菌 勝蔵
同 二牟礼正博

報告書中

第2 事務事業別の監査結果

改善・検討を要する事項	措置の内容
<p>1 個人県民税・自動車税の滞納未然防止対策事務・未収債権徴収対策事務 個人県民税・自動車税の滞納未然防止対策事務・未収債権徴収対策事務の状況について</p> <p>① 県税の徴収体制 地域振興局等の徴収担当職員等の配置については，県税徴収対策官の配置や特別滞納整理班の配置等により拡充強化が図られてきているが，同班のこれまでの徴収の成果や，一人当たり県税滞納件数，管内市町村数等の地域の実態などを踏まえ，徴収担当職員等の適正な配置や所要の人員の確保を図るとともに，引き続き，特別滞納整理班の一層の拡充強化に取り組むこと。</p> <p>徴収技術の優れた知識経験豊かな職員の育成・確保を図るため，引き続き，徴収職員実務研修会等を積極的に開催すること。また，自治大学校の専門研修（税務）等の定期的な職員派遣研修等に取り組むとともに，国（税務署等）との人事交流の取組について検討すること。</p>	<p>1 徴収担当職員の配置について ・平成22年度に県税徴収対策官を3名増員し，特別滞納整理班の徴収体制の更なる強化を図った。 ・県と市町村が連携して滞納整理を行う相互併任制度を導入し，個人住民税の徴収確保，市町村職員のスキルアップを図った。</p> <p>2 職員の研修について ・年間研修計画を作成し，税務職員に係る各種研修を開催した。さらに平成23年度からは，外部専門研修への派遣や研修期間の日数を増やすなど，研修体系をより充実することとした。 ・自治大学校（徴収事務コース）への派遣を継続した。さらに平成23年度か</p>

なお、派遣研修等の後、これらの職員を所要ポスト（例えば地域振興局等の県税徴収対策官や納税係長など）に配置すること。

税務職員等一人当たりの旅費等の活動費（465千円）については、九州平均・全国平均と比べ少なくなっていることから、その要因分析等を行い、必要に応じ所要額の確保を図ること。

② 個人県民税の滞納未然防止対策・未収債権徴収対策

個人県民税の徴収率（県平均）は93.6%であるが、県内の市町村によってかなりの差（100～84%）があることから、特に徴収率の低い市町村に対しては、引き続き、共同文書催告や県職員の短期併任による取組を積極的に実施・展開すること。

また、特別徴収による成果（徴収率はほぼ100%）を踏まえ、特別徴収となっている事業所の割合が低い市町村に対しては、例えば県職員が市町村職員とともに事業所訪問等による要請を行うなど、県として市町村の取組に対する一層の協力・支援を行うこと。

特に、個人県民税の徴収対策等の強化を図るために平成19年度に設置された特別滞納整理班については、これまでの徴収の成果等を踏まえ、引き続き、全ての地域振興局等において編成するとともに、今後、市町村と十分な協議を行い、管内市町村数等の地域の実態などを踏まえ、現行の1地域振興局等1班を必要に応じ複数班の編成形態にするなど、特別滞納整理班の一層の拡充強化に取り組むこと。

なお、個人住民税（県民税）の賦課徴収は市町村が行うこととされていることから、特に徴収率の低い市町村に対しては、特別滞納整理班の編成や共同文書催告などについて、本庁の税務課・市町村課及び地域振興局等が緊密に協議・連携して、必要な助言・要請などを行い、徴収率の向上に努める必要がある。

らは、徴収事務コースに加えて、上級税務職員として税法、経営分析等まで幅広い知識を習得できる税務会計特別コースへも職員を派遣することとした。

3 国（税務署等）との人事交流の取組について

・今後の課題として全国の状況等を勘案しながら検討することとした。

4 派遣研修後の職員の配置について

・平成21年度に自治大学校へ派遣した職員を、平成22年度に県税徴収対策官として配置した。

5 税務職員の活動費について

・各地域振興局・支庁の税務職員の活動状況を把握し、賦課徴収事務の遂行に支障のないよう所要額の確保を図ることとした。

1 市町村の取組に対する協力・支援について

・各地域振興局・支庁において、個人住民税徴収対策連絡会議を開催し、管内市町村と協議の上、共同文書催告や共同差押えを実施した。

・38市町村との間で相互併任制度を導入した。

・市町村と連携した個人住民税の特別徴収の促進を図った。

2 特別滞納整理班の徴収体制の強化について

・大島支庁徳之島町駐在機関に県税徴収対策官を1名及び徴収担当職員を配置した。

・大隅地域振興局に県税徴収対策官を1名増員した。

・平成21年度は配置がなかった北薩地域振興局に県税徴収対策官を1名配置した。

③ 自動車税の滞納未然防止対策・未収債権徴収対策

自動車税の納期内納付率（平成20年度は67.3%）の向上等を図るため、引き続き、コンビニ収納や電子収納について広報啓発や取扱金融機関の拡充による利用促進を図るとともに、自動車税納税お知らせセンターによる納税案内等の活動の強化を図ること。

また、引き続き、滞納縮減特別整理期間における徹底した財産調査や厳正な滞納処分等の取組を強化するとともに、特に、タイヤロック装置を使用した差押については、可能な限り対象者数や使用回数の増加を図ること。また、インターネットによる公売についても積極的に取り組むこと。

なお、自動車税も自動車重量税等と同じく、車検時の徴収が可能となるよう、例えば各県と連携して国に働きかけるなど各般の取組を行うこと。

自動車税の滞納整理については、滞納件数が膨大（約3万7千件）かつ相当数が車検切れであること、不在等や資力の乏しい滞納者が増加していること、従事する職員等の制約もあること等から、債権の分類に応じた対策が必ずしも十分できない状況にある。

このような状況を踏まえ、滞納整理を効果的・効率的に進めるため、例えば不在等の滞納者に対するタイヤロックの優先実施や、車検前の自動車に対する（車検切れより）優先実施などそのあり方や実態に即した取扱いについて検討するとともに、全国的には徴収率がほぼ100%になっている県もあることから、その取組等を参考に必要に応じ債権管理マニュアル自体の見直しも検討すること。

また、不納欠損処分については、安易なものとならないよう適時適切な時効中断措置を実施すること。

2 母子寡婦福祉資金の貸付・償還事務及び滞納に対する措置等事務

母子寡婦福祉資金の貸付・償還事務及び滞納に対する措置等事務の状況について

① 貸付・償還事務

母子寡婦福祉資金の円滑な償還等を図るためには、借受人の理解等が必要であるこ

1 滞納の未然防止について

- ・コンビニ収納や電子収納（ペイジー）の利用促進を図った。
- ・コンビニ収納の通年化を行うとともにクレジット収納を開始した。
- ・自動車税納税お知らせセンターを平成21年度より早期に開設し、自主納付を呼びかけた。

2 自動車税の滞納整理について

- ・滞納縮減特別整理期間（7～8月、11～1月）において徹底した滞納整理を行った。
- ・タイヤロック徴収強化月間（11月）を設定し、タイヤロック装置による自動車の差押えなど厳正な滞納処分を行った。
- ・上記徴収強化月間に加え、各地域振興局・支庁による独自のタイヤロックを実施することとした。
- ・インターネット公売に積極的に取り組むこととした。

3 効率的・効果的な滞納整理について

- ・タイヤロックについては、不在滞納者の場合においても、滞納者への影響等について十分な検討を行った上で、有効であると判断される場合については、今後実施を検討することとした。
- ・車検有効期限により優先順位を付けた滞納整理を実施することとした。
- ・徴収率の高い県の取組を参考にするなど、債権管理マニュアルの見直しを検討することとした。
- ・さらに効率的な事務処理を行うため、平成23年度に滞納整理マニュアルを見直すこととした。
- ・県税事務執行状況調査について、平成23年度から調査体制や調査日程の充実など強化を図ることとした。

4 不納欠損処分について

- ・適時適切な差押え等の時効中断措置を行うこととした。

- 1 制度の運用そのもの見直しを含め、規則、要領、審査基準及び口座振替要

とから、パンフレットなどにより償還意識の向上に努めるとともに、口座振替制度については、普及啓発等により利用促進を図ること。

また、連帯保証人の変更承認手続が行われていない事例が見られたことから、地域振興局等による当該手続の周知徹底を図ること。

なお、政令に基づき徴収することとされている違約金については、徴収（減免を含む。）の取扱いについて検討すること。

② 滞納に対する措置等

未収債権の滞納整理を進めるためには、債権の分類や債権管理簿の整備等が重要であるが、償還能力等の把握や債権管理簿の記載内容が十分でないことなどから、借受者の償還能力等に基づいた債権の分類や分類に応じた分納指導などの対応を適切に実施するとともに、債権管理簿の記載事項等の整理を徹底すること。

また、引き続き、「未収債権ローラー作戦」などの納入指導の取組を強化するとともに、今後、現行の電算システムの滞納整理面での利活用について検討すること。

未収債権の回収対策を効率・効果的に進めるためには、連帯保証人に対する適切な履行請求等が重要であるが、地域振興局等によって履行請求時期に違いがあることから、取扱要領においてその時期を明確にすること。また、法的措置については、全国的には悪質な借受人等に実施している県もあることから、その取組等を参考にその実施を検討すること。

なお、不納欠損処分については、安易なものとならないよう適切な時効中断措置を実施するとともに、処分可能なものについて適時適切に処理すること。

③ 徴収体制等

地域振興局等の職員等の配置については、地域振興局等によって1人当たり従事日数等にかかなりの差が見られることや、相談件数・管内市町村数等の地域の実態等を踏まえ、職員等の適正な配置を図るとともに、また、地域振興局等によっては、業務の実施が母子自立支援員に偏っていることから、母子担当職員を主体とした組織的な取組が行われるようにすること。

また、平成12年に制定された取扱要領は、本庁・地域振興局等の業務を統一して取り扱う上から重要であるが、制定以降ほとん

綱について、改正のための作業中であり、また、併せて電算開発を予定している。

同作業を行う中で、指摘事項への改善措置を図っていく方向である。

なお、違約金については、昨年度実施された会計実地検査において、会計検査院が厚労省に取扱いの確認を行った後に、その内容について指摘を行うとしており、指摘結果に基づき改善措置を講ずることとしている。

2 平成22年度保健福祉部未収債権回収ローラー作戦を、平成22年10月22日～平成23年2月28日の間実施し、本庁、出先機関職員が一体となり、訪問面接・償還指導等を行うなど、収入未済の解消に努めた。

ど改正が行われず、また実態とも乖離しているため、速やかに所要の改正を行うこと。

3 農業改良資金の貸付・償還事務及び延滞回収対策事務

農業改良資金の貸付・償還事務及び延滞回収対策事務の状況について

- ① 農業改良資金の償還を円滑に行うためには、地域振興局等の借受者に対する助言等が重要であるが、その基となる経営状況報告を借受者に徴求していない農協があったり、また、本庁等もその状況を把握するようになっていないことから、本庁は、当該報告を徴求するよう農協の指導を徹底するとともに、農協の徴求した当該報告を地域振興局等に提供し、その報告を基に適切な助言・指導を行えるようにすること。

また、違約金については、免除を行う場合の取扱方針等を明確にするとともに、その調定については、県会計規則に基づき元金納付の都度行うこと。

- ② 県信連・農協が行っている延滞回収対策の取組については、昭和60年の委託契約に基づき、本庁の指示により行っているが、近年の貸付状況（未収債権額2億14百万円、償還率52.6%）に鑑み、本庁は、県信連・農協に対し、延滞者の経営等の実態に応じた償還指導を適時適切に指示するなど、延滞回収対策の効果的な推進を図ること。

農業改良資金の貸付・償還・延滞回収対策については、法や委託契約等に基づき、本庁が主体となって地域振興局等、市町村、県信連、農協と役割を分担かつ連携を図りながら実施してきている。特に、延滞回収対策については、委託契約（毎年同一内容で更新）に基づき、県信連・農協が債権の保全及び取立の業務を実施してきているが、近年貸付状況等が大きく変化してきている。

このような状況を踏まえ、農業専門金融機関である県信連や借受者に身近な農協については、本庁の指示により実施している

借受者からの経営状況報告書の提出については、「農業改良資金借受者への指導等について」（平成22年9月17日付け農政部長通知）により、地域振興局・支庁、農業協同組合及び鹿児島県信用農業協同組合連合会に対し、その徴求を徹底するとともに、その報告書を営農指導等に活用するよう通知した。

違約金の免除については、他県でも免除しているところはなく、また、本制度においては法律上も免除を認める規定もないことから原則として行わないこととした。

違約金の調定については、その時期について検討したが、全国調査の結果、当県と同様、違約金を徴収する際に調定を行っている県が多いこと、延滞者に対して償還期間中に違約金を請求することは、借受者の返済意欲を著しく削ぐこととなることなどから、これまでと同様の取扱いとした。なお、違約金については、延滞者台帳において適切に管理しているところである。

農協等が行っている延滞回収対策の取組については、現在も農協等と面談や償還指導の情報を共有するとともに、経営等の実態把握や償還指導を行っているところであり、延滞者の経営等の実態に応じた償還指導を適時適切に指示するなど効果的な推進に努めた。

延滞回収対策に係る地域振興局等との役割分担のあり方については、農業経済課は、関係機関と連携し、延滞者の状況把握、延滞回収の計画策定・実施を行い、営農者に対する経営改善指導は地域振興局と農協が行い、また、農協は農業経済課と連携して償還の督促を行うなど、それぞれの役割を整理した上で、債権管理マニュアルに明記した。

債務者や連帯保証人の面談については、必要に応じ、回数の増加に努めた。また、連帯保証人の所在把握等については、平成22年3月に住所調査を行い、督促状の送付等を行った。

延滞回収対策の取組（役割を含む）のあり方を検討するとともに、併せて貸付事務に関わり借受者等に身近な地域振興局等や市町村については、例えば延滞者に対する助言・指導等業務の分担など効率・効果的な業務方策を検討すること。

延滞回収対策を進めるため、1年以上の延滞者に対する合同面談調査については実施回数を増加して、償還能力等の把握に努めること。また、連帯保証人に対する面談調査回数も増加して、その償還請求を適切に実施するとともに、所在把握等のための確認を行うこと。

なお、法的措置については、債権管理マニュアルの記述内容を見直し、その実施を検討するとともに、民間債権回収会社の活用などについても併せて検討すること。

法的措置については、債権管理マニュアルを見直し、回収不能債権を回収困難債権と回収不能債権に分類するとともに、その分類基準・対応策等を定めた。今後は、この基準に基づき法的回収措置や不納欠損処分を検討・実施することとした。

民間債権回収会社への委託については、その検討を行ったが、既に分割で償還している延滞者や営農を継続している借受者が多く、また、導入している県において明確な効果が確認できなかったことから、導入しないこととした。